

仮訳

商務省告示

件名 2021年 タイ王国へ輸入する塩に関する証明書の用意、
及び施策の順守義務を課す商品とする規定

タイ王国内への塩の輸入における証明書の用意、及び施策の順守義務を課す商品とすることが適切であるため、1979年商品輸出入法の第5条の第1段落の(5)及び(6)の権限に基づき、商務大臣が内閣の承認を得て以下の通り告示する。

第1条 本告示を「商務省告示、件名「2021年 タイ王国へ輸入する塩に関する証明書の用意、及び施策の順守義務を課す商品とする規定」と呼ぶ。

第2条 本告示を官報告示日から60日が経過した時に施行する。

第3条 本告示における用語の意味は以下の通りとする。

「塩」とは、関税表のHSコードの2501.00.10-000/KGM、2501.00.20-000/KGM、2501.00.91-000/KGM、2501.00.92-000/KGM、2501.00.99-003/KGM、2501.00.99-004/KGM、及び2501.00.99-090/KGMに属する塩を指す。

第4条 塩を、製造国又は輸出国の政府機関又は権限を有する他の機関により発行された原産地証明書(Certificate of Origin : C/O)又は輸出許可証明書を用意し、タイ国内への輸入の際に関税局に提示する義務を課す商品とする。

第5条 塩を、以下の通り輸入者にタイ王国内への輸入における施策の順守義務を課す商品とする。

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示(2021年7月6日付官報掲載)の原典については、下記に掲載されています。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/E/150/T_0010.PDF

(1) 外国貿易局長が告示して定める基準、方法及び条件に従い、タイ王国に商品を輸入する前に、外国貿易局又は外国貿易局が委任する他の機関に、塩の輸入者として登録すること。

(2) 外国貿易局長が告示して定める基準、方法及び条件に従い、輸入、保有及び使用目的を毎月報告すること。

(3) 輸入する塩を、製造又は国内で購入する塩と区別した別の場所に保管しておくこと。

(4) 2015年商品輸出入法(第2版)により改正増補された1979年商品輸出入法の第17条の(1)に基づく執行において、係官に便宜を図ること。

第6条 第4条及び第5条の内容は、個人的使用のために塩を携帯してタイ王国内に持ち込む場合、又は見本とするため若しくは教育・研究に用いるためにタイ王国内に輸入する場合には適用されない。ただし、必要な量に限るものとする。

2021年6月28日告示

チュリン・ラクサナウイシット

商務大臣